

No. 1083 (2020. 2. 4)

捕鯨をめぐる経緯と国際理解

—日本とアイスランドの事例—

はじめに

- I 近代捕鯨の開始
- II 国際捕鯨委員会 (IWC) による資源管理
- III 北大西洋海産哺乳動物委員会
(NAMMCO)
- IV 商業捕鯨の再開に至る経緯
- V 国際社会との関係

おわりに

キーワード：捕鯨、IWC、商業捕鯨モラトリアム、NAMMCO

- 日本は、2018年12月に国際捕鯨取締条約 (ICRW) から脱退することを表明し、2019年7月に商業捕鯨を再開した。
- 日本と同様に、商業捕鯨を一度停止し ICRW から脱退した国として、アイスランドを挙げることができる。アイスランドは、ICRW からの脱退後、地域的漁業管理機関 (RFMO) である北大西洋海産哺乳動物委員会 (NAMMCO) を設立し、その後、ICRW に再加盟した上で、商業捕鯨を再開した。
- 日本は、商業捕鯨を継続する場合、鯨類資源を適切に管理できる体制の下で、自国の立場を国際社会に丁寧に説明することが重要である。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

のぐち あつのり
農林環境課 野口 厚紀

はじめに

2018年12月26日、政府は、国際捕鯨取締条約（International Convention for the Regulation of Whaling: ICRW）から脱退し、商業捕鯨¹を再開することを表明した²。

日本と同様に、商業捕鯨を一度停止し、その後ICRWから脱退した国として、アイスランドを挙げることができるが、アイスランドは、周辺国・地域とともに、地域型の資源管理を目的とする北大西洋海産哺乳動物委員会（North Atlantic Marine Mammal Commission: NAMMCO）を設立し、その後、ICRWに再加盟した上で商業捕鯨を再開した。

本稿では、日本とアイスランドにおける商業捕鯨の停止から再開に至るまでの経緯を概観し、両国における対応の違いを踏まえつつ、アイスランドの取組から得られる示唆を整理する。

I 近代捕鯨の開始

1 日本

日本における組織的な捕鯨³は、17世紀初頭に開始されたとされる⁴。また、17世紀後半になると、「網掛突取（つきとり）法」⁵の導入により捕鯨の効率化が図られた。組織的かつ効率的な捕鯨により、鯨肉の供給量が大幅に増加し、江戸期には料理本が出版されるなど鯨食文化が庶民に広まった⁶。

日本の捕鯨は、1899年、「ノルウェー式捕鯨」⁷の導入により近代化された⁸。1934年には、「母船式捕鯨」⁹により南極海にまで操業範囲が拡大されたが¹⁰、第二次世界大戦により、一時中断されることとなった。戦後、GHQ（連合軍最高司令官総司令部）は、深刻な食糧難対策として、1945年に沿岸及び小笠原近海における捕鯨を、1946年に南極海における捕鯨を、それぞれ許可し、捕鯨が再開された¹¹。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2020年1月24日である。

¹ 営利を目的とした捕鯨をいう。商業捕鯨により、鯨肉、鯨油及びひげなどが商業利用される。

² 「平成30年12月26日 内閣官房長官談話」首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/98_abe/20181226danwa.html>

³ 鯨猟を目的とする漁民の専門集団による捕鯨。

⁴ 組織的ではない手鉞（てもり）による捕鯨は、12世紀に開始された。「捕鯨の歴史」日本捕鯨協会ウェブサイト <<https://www.whaling.jp/history.html>>

⁵ 手投げの刺突具をクジラに突き刺すことで捕獲する漁法を「突取漁法」といい、突取を行う前段階でクジラを網に掛け、クジラの動きを制約し突取を容易にした後に突取を行う漁法を「網掛突取法」という。

⁶ 「鯨食文化」日本捕鯨協会ウェブサイト <<https://www.whaling.jp/culture.html>>

⁷ 1864年にノルウェーが完成した漁法。汽船に搭載した捕鯨砲から綱のついた鉞を発射してクジラを捕獲するもので、遠方からの確実な捕鯨が可能になった。日本では、1899年に設立された日本遠洋漁業株式会社により、同漁法が導入された。

⁸ 水産庁「捕鯨問題の真実」p.22. <<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/pdf/140513japanese.pdf>>

⁹ 捕鯨を行う船（キャッチャーボート）と、洋上で鯨の解体や加工を行う捕鯨母船で船団を組む捕鯨。

¹⁰ 「捕鯨の歴史」前掲注(4)

¹¹ 大隅清治「国際捕鯨委員会／科学小委員会の変遷と日本との関係（Ⅱ）国際捕鯨取締条約の設立と日本の加盟」『鯨研通信』459号、2013.9、pp.1-2.

2 アイランド

アイランド領海内における捕鯨は、1865年に、米国が、アイランド沿岸において操業を実施したことにより始まったとされる。その後、デンマーク人及びオランダ人の参入に続いて、1883年にノルウェー人がアイランドに設立した会社による本格的な商業捕鯨が開始されたことをもって、アイランドにおける近代捕鯨が始まったとされる。その後、1897年にはアイランド人による捕鯨も開始された¹²。

1910年頃になり漁船1隻当たりの漁獲量が急激に減少し過剰捕鯨の兆候が明らかとなったため、アイランド議会は、1915年の漁期終了をもって国内外の捕鯨活動を禁止した¹³。捕鯨が再開されたのは、第二次世界大戦後の1948年であった¹⁴。

II 国際捕鯨委員会（IWC）による資源管理

1 IWCの設立と資源管理の強化

捕鯨技術の進歩と鯨油を目的とする捕獲競争は、鯨資源を荒廃させた¹⁵。こうした背景の下、「鯨族の適当な保存及び捕鯨産業の秩序ある発展」（ICRW前文）の実現を図ることを目的として、1946年12月、ICRWが15か国¹⁶により締結された。1948年11月には、同条約が発効し、ICRWの実施機関として国際捕鯨委員会（International Whaling Commission: IWC）が設立された（アイランドは1947年3月、日本は1951年4月、それぞれICRWに加盟）。

IWC設立当初は、科学的データが少なく、捕獲枠の単位にシロナガスクジラ換算制（BWU）¹⁷を用い、IWCが設定するICRW全加盟国の許容総捕獲量の枠内で自由にクジラの捕獲を競い得ることとし、許容量達成をもって一斉に捕獲ができなくなる方式（オリンピック方式¹⁸）による資源管理が行われた。その結果、シロナガスクジラなど採算性の高い大型鯨種が大量に捕獲された¹⁹。このため、IWCは以下の措置を講じることで資源管理を強化した。まず、オリンピッ

¹² ノルウェーがアイランドにおける捕鯨を開始した理由は、1879年に西部ノルウェーのニシン漁師たちによりアイランド沿岸のクジラ資源が確認されたためであった。その後、ノルウェー人のフォイン（Svend Foyn）氏がアイランド人の援助を受けながらアイランドに捕鯨会社を設立し、アイランド沿岸における捕鯨を開始した。岩崎まさみ「捕鯨の社会・文化的価値にもとづいた新たなクジラ資源管理制度—北大西洋海産哺乳類委員会の試み—」『北海学園大学人文論集』42号、2009.3、p.67; J. N. Tonnessen and A. O. Johnsen, *The History of Modern Whaling*, California: University of California Press, 1982, p.75.

¹³ Jóhann Sigurjónsson, “Whale resources in the North Atlantic and the concept of sustainability,” Guðrún Pétursdóttir, *Whaling in the North Atlantic: economic and political perspectives; proceedings of a conference held in Reykjavik on March 1st 1997*, Reykjavik: Fisheries Research Institute, 1997.5, p.22.

¹⁴ Ministry of Industries and Innovation, “Sustainable whaling.” Government of Iceland Website <<https://www.government.is/topics/business-and-industry/sustainable-whaling/>>

¹⁵ 小松正之編著『くじら紛争の真実』地球社、2001、p.54.

¹⁶ アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、チリ、デンマーク、フランス、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、旧ソ連、英国、米国及び南アフリカ。

¹⁷ シロナガスクジラ換算制（Blue Whale Unit: BWU）とは、シロナガスクジラ1頭当たり110バレル（約18.3トン）以上の鯨油が採取できることを基準にして、シロナガスクジラ1頭をナガスクジラ2頭、ザトウクジラ2.5頭及びイワシクジラ6頭に換算する捕獲頭数の計算方式。

¹⁸ 漁獲可能量を個々の漁業者に割り当てることなく、自由競争の中で漁業者の漁獲を認めることから、「オリンピック方式」と呼称されている。

¹⁹ BWUでは鯨種ごとに捕獲枠が設定されないため、捕鯨の効率の良い大きい鯨種が競って狙われ、濫獲された鯨種から資源状態が悪くなる事態を招いた。なお、日本及び旧ソ連による北太平洋における捕獲数の大幅な増加、IWCの規制が及ばない非加盟国における捕鯨の拡大、捕獲枠の不遵守及び捕獲数の過少申告といった問題もあったとの指摘がある。真田康弘「米国捕鯨政策の転換—国際捕鯨委員会での規制状況及び米国内における鯨類等保護政策

ク方式を1959年に廃止し、1962年から国別割当制²⁰を導入した。また、1972年からBWUを廃止し、鯨種別の捕獲枠を設定した。さらに、南極海では、資源状態の極度の悪化を理由に特定鯨種の捕獲を禁止した²¹。

2 商業捕鯨モラトリアムの導入

米国では、1960年代後半から、環境NGOが鯨類保護を訴えるなど、鯨類保護への関心が高まり、IWCにおいても規制強化を主張するようになった²²。米国は、1972年の国連人間環境会議（United Nations Conference on the Human Environment）²³において、商業捕鯨の10年間禁止（モラトリアム）を提案し、同勧告は採択された。これを受け、米国は、同年の第24回IWC総会に、大型鯨種全ての捕獲枠をゼロにする提案をしたが、科学的正当性がないことを理由に否決された²⁴。

しかし、動物愛護²⁵や環境保護の声が高まったことなどを背景に、ICRWへの反捕鯨国の加盟が増加した²⁶。その結果、1982年の第34回IWC総会において、鯨類管理のための科学的情報が不足していることを理由とし、商業目的のためのクジラの捕獲枠を、「1986年の沿岸捕鯨の解禁期」及び「1985年から1986年までの遠洋捕鯨の解禁期」並びにそれ以降の沿岸捕鯨及び遠洋捕鯨の解禁期についてゼロとすること等を内容とする商業捕鯨モラトリアム（国際捕鯨条約附表第10条（e））が可決された²⁷。なお、同モラトリアムには、IWCが1990年までに鯨類資源について包括的な資源評価を実施してモラトリアムを見直すという条件が付された。

3 日本の対応

(1) 商業捕鯨の停止

日本は、鯨類資源に関する情報の不確実性は系群²⁸ごとに異なるため、捕鯨を全面的に停止することは科学的根拠に欠けることなどを理由として、1982年11月に商業捕鯨モラトリアムに対する異議を申し立てた²⁹。日本の異議申立てに対し、米国は、自国の200海里漁業水域内

の展開を絡めて」『国際協力論集』14巻3号、2007.3、pp.142-145。

²⁰ BWU制限頭数を前漁期の収穫実績に応じて、南極海出漁国の間で配分する方式。

²¹ 1963年にザトウクジラ、1964年にシロナガスクジラ、1976年にナガスクジラ、1978年にイワシクジラの捕獲が、それぞれ無期限禁止となった。喜多義人「鯨類資源の管理と国際法—国際捕鯨規制の展開—」『日本法學』71巻3号、2006.1、p.929。

²² 真田 前掲注(19)、p.146。

²³ この会議が、捕鯨問題の紛争の開始点と見られている。なお、米国大統領府の環境問題諮問委員会（Council on Environmental Quality: CEQ）のタルボット（Lee M. Talbot）上席科学顧問が、国連人間環境会議で捕鯨問題を提起することを提案したとされている。同上、p.152。

²⁴ 真田康弘「1972年捕鯨モラトリアム提案とその帰結—米国のイニシアティブと各国の対応を事例として—」『環境情報科学論文集』Vol.20、2006、pp.284-286。

²⁵ 反捕鯨運動の底流には、欧米で発達した動物愛護思想の興隆があるとされている。中園成生『日本捕鯨史—概説—』古小鳥舎、2019、p.206。

²⁶ 1974年から1982年の間、15か国の反捕鯨国がICRWに加盟した。

²⁷ IWC, “Chairman’s Report of the Thirty-Fourth Annual Meeting,” *Thirty-Third Report of the International Whaling Commission*, 1983, pp.20-21, 40. <https://archive.iwc.int/pages/search.php?search=!collection29604&order_by=&sort=&archive=&daylimit=&k=&restyle=>

²⁸ 系群とは、資源の変動単位である。遺伝的に他の生物集団と区別できる集団、あるいは遺伝的に区別できなくとも、産卵期、産卵場、分布、回遊、成長、成熟など、独自の生物学的特徴を有する集団をいう。

²⁹ ICRW第5条第3項は、商業捕鯨モラトリアムに対し「異議を申し立てた政府については、異議の撤回の日まで効力を生じない」とする。なお、異議を申し立てた国は、日本、ノルウェー、旧ソ連及びペルー。ペルーは、1983年

での日本に対する漁獲割当てを初年度は 50%、2 年目はゼロに削減するという「バックウッド＝マグナソン (Packwood-Magnuson: PM) 修正法」³⁰の適用による制裁措置を示唆して、異議申立ての撤回を迫った。当時、日本の北洋漁業は米国の漁業水域内において 467 隻の漁船が、年間約 1300 億円の収益をあげており、それは捕鯨による収益 (年間約 110 億円規模) の約 10 倍であった。また、当時の日米経済摩擦とこれに伴う日本バッシングや反捕鯨団体が組織した日本品ボイコット運動が起きていたこと、さらに、ICRW を脱退すれば、卓越した日本の科学調査を背景に反捕鯨側と交渉する貴重な機会が失われることを考慮し、日本は 1986 年に異議申立てを撤回した³¹。その結果、日本は、1988 年 4 月に全ての商業捕鯨を停止した。

(2) 鯨類科学調査

商業捕鯨を停止した日本は、商業捕鯨モラトリアムを修正して捕獲枠を設定することを目指し、資源管理に必要な科学的データを収集するために、鯨類科学調査³²を実施することとした。南極海では 1987 年に南極海鯨類捕獲調査 (JARPA)³³、北西太平洋では 1994 年に北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARN)³⁴が、それぞれ開始された。

鯨類科学調査の結果、南極海では、ミンククジラの系群構造並びにクロミンククジラの成熟年齢及び妊娠率等の調査結果とともに、資源が健全な状況にあることが明らかになった³⁵。また、北西太平洋では、ミンククジラの系群構造並びにミンククジラ、ニタリクジラ及びイワシクジラの摂餌生態等の調査結果とともに、鯨類資源は増加傾向にあることが明らかになった³⁶。

4 アイスランドの対応

(1) 商業捕鯨の停止と鯨類捕獲調査

1982 年 2 月、アイスランド議会は、商業捕鯨モラトリアムの受入れを、賛成 29 票、反対 28

7 月に異議申立てを撤回した。

³⁰ Fishery Conservation and Management Act of 1979, amendment, P.L.96-61. <<https://www.fws.gov/laws/lawsdigest/FISHCON.HTML>>

³¹ 喜多 前掲注(21), p.942; 米澤邦男「捕鯨紛争の歴史」『鯨研通信』452 号, 2011.12, p.4.

³² ICRW 第 8 条第 1 項は、締約国政府が自国民の科学的研究のため、ICRW の適用を除外して、クジラを捕獲する特別許可書を発給することを許容している。

³³ Japan's Whale Research Program under Special Permit in the Antarctic. 科学的データの蓄積のために資源量の豊かなクロミンククジラを対象に行われた。2005 年からは、クロミンククジラに加え、ナガスクジラ及びザトウクジラも対象とした第二期南極海鯨類捕獲調査 (JARPA II) が行われたが、国際司法裁判所 (International Court of Justice: ICJ) の判決を受け 2014 年に停止された。2015 年には、ICJ 判決を踏まえた新南極海鯨類科学調査計画 (New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean: NEWREP-A) に基づく調査が開始された。水産庁 前掲注(8), p.6; 「新南極海鯨類科学調査 (NEWREP-A) の概要」日本鯨類研究所ウェブサイト <<https://www.icrwhale.org/NEWREP-Agaiyou.html>> これらのほか、捕獲によらない目視調査も実施された。「南大洋鯨類生態系調査 (SOWER) の概要」同 <<https://www.icrwhale.org/SOWERgaiyou.html>>

³⁴ Japan's Whale Research Program under Special Permit in the Western North Pacific. 反捕鯨国による「北西太平洋ミンククジラには多くの系群が存在する」との主張を覆すため行われた。2000 年からは、鯨種の摂餌生態をより詳細に解明し、海洋生態系の総合的な管理を図るため、第二期北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARN II) が行われた。水産庁 同上 これらのほか、捕獲によらない目視調査も実施された。「IWC/日本共同北太平洋鯨類目視調査 (POWER) の概要」日本鯨類研究所ウェブサイト <<https://www.icrwhale.org/POWERgaiyou.html>>

³⁵ 水産庁「平成 30 年度水産の動向 令和元年度水産施策」2019, p.143. <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h30/attach/pdf/30suisan_3-3.pdf>

³⁶ 同上; 「国際漁業資源の現況 50 ミンククジラ オホーツク海・北西太平洋」水産庁・国立研究開発法人水産研究・教育機構ウェブサイト <http://kokushi.fra.go.jp/H30/H30_50.html>; 「国際漁業資源の現況 54 イワシクジラ 北西太平洋」同 <http://kokushi.fra.go.jp/H30/H30_54.html>

票の1票差で可決した。同時に、鯨類捕獲調査を進めるべきであるとする決議も可決した³⁷。同決議を受け、1985年、海洋調査研究所 (Marine Research Institute: MRI)³⁸は、毎年、ナガスクジラ 80 頭、イワシクジラ 40 頭及びミンククジラ 80 頭を捕獲する鯨類捕獲調査計画を策定し³⁹、1986年から1989年までの4年間、米国と協議を重ね、譲歩を繰り返しながら計画を実施した。米国との協議は、1986年は、ミンククジラを捕獲しないことと鯨産物の輸出量を従来の半分以下 (49%) とすること、1987年は、イワシクジラの捕獲枠を40頭から20頭に半減すること及びミンククジラを捕獲しないこと、1988年は、ナガスクジラ 68 頭とイワシクジラ 10 頭の捕獲とすることで、それぞれ決着し、1989年は、ナガスクジラ 68 頭のみでの捕獲であった⁴⁰。調査期間中、合計 292 頭のナガスクジラと 70 頭のイワシクジラを捕獲したが、捕獲量が少なかつたため十分な調査結果を得ることはできなかった⁴¹。

(2) ICRW 脱退と NAMMCO 設立

1991年5月の第43回 IWC 総会において、アイスランドは、IWC 科学委員会により実施された鯨類資源の包括的な資源評価を踏まえ、IWC は捕獲枠を設定する必要があると主張し、ミンククジラの捕獲枠を提案した⁴²。

アイスランドの提案に対し、IWC 議長は、商業捕鯨モラトリアムが効力を有している⁴³限り、アイスランドの提案は取り扱うことができないと裁定した。この裁定に対し、アイスランドは異議を申し立てたが、投票の結果、アイスランドのミンククジラ捕獲枠の提案は取り扱われないこととなった⁴⁴。この結果を受け、アイスランドは、ICRW からの脱退へ向けた検討を始め⁴⁵、1991年12月、IWC が ICRW に基づき活動しておらず、捕鯨委員会ではなく捕鯨そのものを否定する「非捕鯨委員会 (non-whaling commission)」になってしまったことを理由として⁴⁶、ICRW から脱退した⁴⁷。

³⁷ アイスランドが商業捕鯨モラトリアムを受け入れた背景には、当時、アイスランドの最大の水産物輸出先であった米国による経済制裁の懸念があったとされている。Jóhann Viðar Ívarsson, *Science, Sanctions and Cetaceans: Iceland and the Whaling Issue*, Reykjavík: University of Iceland Press, 1994, pp.17-19.

³⁸ 1965年にアイスランドに設立。2016年7月に、同国の淡水漁業研究所 (Institute of Freshwater Fisheries) とともに、海洋淡水調査研究所 (Marine and Freshwater Research Institute: MFRI) に統合された。

³⁹ Ívarsson, *op.cit.*(37), pp.19-20.

⁴⁰ *ibid.*, pp.32-33, 53, 78-79, 126. アイスランドによる科学研究目的の鯨類捕獲調査は、米国による経済制裁を回避するために、捕獲枠の漸減を繰り返したとされている。浜口尚「アイスランド捕鯨—歴史、現況および課題—」『園田学園女子大学論文集』51号, 2017.1, p.124.

⁴¹ Gíslí A. Víkingsson et al., “A proposal to initiate a pre-implementation assessment of sei whales in the Central North Atlantic,” SC/62/RMP2, 2010.1, pp.1-2. <https://iwcc.int/document_1450>

⁴² IWC, “Chairman’s Report of the Forty-Third Meeting,” *Forty-Second Report of the International Whaling Commission*, 1992, p.24. <https://archive.iwcc.int/pages/search.php?search=!collection29604&order_by=&sort=&archive=&daylimit=&k=&restypes=> なお、商業捕鯨モラトリアムに対するアイスランドの見解は、①商業捕鯨モラトリアムの適用期間 (1986年から1990年) 終了時に鯨類資源の資源評価が利用できるようになれば、モラトリアムは見直される、②適用期間終了時に何もなされなかったならば、モラトリアムは中止されなければならないというものであった。Ívarsson, *op.cit.*(37), pp.140-141.

⁴³ ICRW 第3条第2項の規定により、附表の規定を修正するためには、投票する委員の4分の3の多数を要することとされており、商業捕鯨モラトリアムの修正はなされていない。

⁴⁴ IWC, *op.cit.*(42), pp.26-27.

⁴⁵ 岩崎・グッドマン・まさみ『人間と環境と文化—クジラを軸にした一考察—』清水弘文堂書房, 2005, p.112.

⁴⁶ IWC, “Chairman’s Report of the Fifty-Third Annual Meeting,” *Annual Report of the International Whaling Commission 2001, 2002*, p.1. <https://archive.iwcc.int/pages/search.php?search=!collection29604&order_by=&sort=&archive=&daylimit=&k=&restypes=>

⁴⁷ Ívarsson, *op.cit.*(37), pp.159-160.

アイスランドは、ICRW から脱退する一方、ノルウェー、デンマーク領グリーンランド及びデンマーク領フェロー諸島⁴⁸とともに新たな漁業管理機関の結成に動き、1992年7月、NAMMCO が設立された⁴⁹。

5 商業捕鯨モラトリアムの解除をめぐる動向

商業捕鯨モラトリアムを受け、1990年にIWC科学委員会は鯨類資源の包括的評価を実施し、多くの鯨類資源は豊富であることが判明した⁵⁰。また、1992年、同委員会は、捕獲枠の設定に必要な改訂管理方式(RMP)⁵¹を開発し、1994年の第46回IWC総会において、同方式を採用することが決議された。ただし、同決議には、RMPに国際監視システム等を追加した改訂管理制度(RMS)⁵²が合意されるまでは、RMPを実施に移さないとする文言が含まれた⁵³ため、捕獲枠の設定は先送りになった。

1990年代後半になると、反捕鯨国は、RMSの完成のためには、捕獲調査の取扱いや商業捕鯨再開の手順などについても同時に合意する必要があるとする、いわゆるRMSパッケージを主張した。2006年の第58回IWC総会では、RMSの完成は商業捕鯨の再開を意味するものではないとの理由で、RMSパッケージに関する議論の継続自体を拒否するようになり、現在も商業捕鯨モラトリアムは解除されていない⁵⁴。

6 IWCにおける議論のこう着

IWCにおける議論のこう着状態の打開に向け、1997年の第49回IWC総会において、アイルランドのカーニー(Michael Canny)議長が、既存の沿岸捕鯨に限定した捕獲枠及びその他の海域へのサンクチュアリの設定、鯨製品の国際取引の禁止並びに南極海捕獲調査の段階的廃止などを提案したが、合意には至らなかった。また、2003年の第55回IWC総会において、デンマークのフィッシャー(Henrik Fischer)議長が、捕獲調査の規律の作成及び自国の排他的経済水域内における捕鯨の容認等を提案したが、豪州及び英国等が議論の継続を拒否した⁵⁵。

⁴⁸ グリーンランドは、デンマークの一部であるが、歴史的・地理的な特殊性から、1979年以降、広範な自治が認められている。フェロー諸島もデンマークの一部であるが自治領であり、*Føroya Løgting* と呼ばれる独自の議会有している。「デンマークについて」デンマーク大使館ウェブサイト <<https://japan.um.dk/ja/infor-about-denmark/>>

⁴⁹ *Ívarsson, op.cit.*(37), p.161. NAMMCO 合意書が署名された1992年4月の国際会議(International Conference on Management and Rational Utilization of Marine Mammals)には、日本とカナダがオブザーバーとして出席した。

⁵⁰ IWC科学委員会による鯨類資源の評価は、随時更新されている。評価の根拠となった最も古いデータは、南半球のミンククジラに関する1985/86~1990/91年のものである。最新の鯨類資源の評価は、IWC, "Population (Abundance) Estimates." <<https://iwc.int/estimate#table>> を参照。

⁵¹ Revised Management Procedure. 水産庁『RMP(改訂管理方式)の概要』2019.7. <<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-30.pdf>> ヒゲクジラ類の捕獲可能量を計算するためのコンピュータープログラムをいい、その本質は、100年間捕獲を継続しても資源に悪影響を与えない科学的かつ極めて保守的な捕獲可能量の算出及びシミュレーションである。RMPによれば、資源管理の単位海域(小海区)における現在資源量の推定値と年々の捕獲量のデータのみで、捕獲限度枠を計算することができる。大久保彩子・石井敦「国際捕鯨委員会における不確実性の管理—実証主義から管理志向の科学へ—」『科学技術社会論研究』3号, 2004.12, pp.104-115.

⁵² Revised Management Scheme.

⁵³ IWC, "IWC Resolution 1994-5, Resolution on the Revised Management Scheme," *Forty-Fifth Report of the International Whaling Commission*, 1995, pp.43-44. <https://archive.iwc.int/pages/search.php?search=!collection29604&order_by=&sort=&archive=&daylimit=&k=&restypes=>> 同決議は、RMSの完成に含まれるべき要素として、効果的な検査監視制度、目視調査の実施及びデータ分析ガイドラインの更なる検討などを挙げた。

⁵⁴ 水産庁『捕鯨をめぐる情勢』2019.9, p.14. <<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-36.pdf>>

⁵⁵ 同上, p.15.

こうした中、2006年の第58回IWC総会において、IWCの機能を正常化とする「セントキッツ・ネービス宣言」⁵⁶が採択された。しかし、IWCの機能不全を打開するため、米国のホガース (Bill Hogarth) 議長が主導し、チリのマッキエラ (Cristian Maquieira) 議長が引き継いだ、「IWCの将来プロセス」に関する包括的合意案⁵⁷の合意には至らなかった⁵⁸。

Ⅲ 北大西洋海産哺乳動物委員会 (NAMMCO)

1 NAMMCOの概要

NAMMCOは、北大西洋海域に限定した海産哺乳動物の保存、合理的管理及び調査研究に貢献することを目的として設立された (NAMMCO 合意書⁵⁹ (以下「合意書」という。)) 前文第2段落及び第2条)。

NAMMCOの資源管理の特徴は、第一に、北大西洋海域の生態系全般を視野に入れて行われる (合意書前文第3段落) 点であり、第二に、北大西洋海域の資源を共有する国・地域のみから成る地域的漁業管理機関 (Regional Fisheries Management Organization: RFMO)⁶⁰であるという性格から、地域のニーズを考慮する (合意書前文第6段落) 点である。

NAMMCOの組織は、NAMMCO内の調整及び他の機関や非加盟国との協力体制を担う理事会、資源の管理及び保全に関する提案を行う管理委員会、NAMMCOの活動が科学的検証に基づいて行われることを確保する科学委員会等で構成される (合意書第3条)。

理事会の要請により、科学委員会が資源管理の基礎となる科学的助言を提供している⁶¹。管理委員会は、科学委員会の調査を踏まえ、加盟国・地域に対し、資源の保全と管理の方法を提案している。また、管理委員会は、理事会に対し、海洋哺乳動物の資源量に関する科学調査の必要性和優先順位に関する助言を与える。理事会による科学委員会への要請は、管理委員会の助言に基づくものである⁶²。IWCとの大きな差異は、IWCでは総会が最終決定を行う権限を有しているのに対し、NAMMCOでは理事会にその権限はなく、各委員会がそれぞれ独立した権

⁵⁶ “Resolution 2006-1, St. Kitts and Nevis Declaration,” *Annual Report of the International Whaling Commission 2006*, 2007, p.68. <https://archive.iwc.int/pages/search.php?search=!collection29604&order_by=&sort=&archive=&daylimit=&k=&restypes=>> 同宣言は、商業捕鯨モラトリアムが科学委員会の助言なく決定したことなどを指摘し、「もはや不必要」としている。また、IWCが商業捕鯨再開に十分な機能を果たしていないことに懸念を表明し、科学的根拠に基づく政策を基本とする活動の正常化などを求めている。

⁵⁷ 第一段階として、IWCにおける議論のルールや手続きの改正により議論が行われる仕組みを提供することを目指し、第二段階として、IWC加盟各国が関心を有する沿岸小型捕鯨捕獲枠、調査捕鯨、サンクチュアリの設置などの問題を組み合わせ、パッケージとして解決することでIWCの崩壊を防ぐというもの。

⁵⁸ 水産庁 前掲注(54), p.15.

⁵⁹ “AGREEMENT on Cooperation in Research, Conservation and Management of Marine Mammals in the North Atlantic,” 9 April 1992. NAMMCO Website <<http://nammco.wpengine.com/wp-content/uploads/2016/10/nammco-agreement-with-signatures-and-logo.pdf>>

⁶⁰ 地域レベルでの捕鯨管理の枠組みとしては、NAMMCOのほかに、「移動性野生動物の種の保全に関する条約 (Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals: CMS. 通称「ボン条約」)」、「バルト海及び北海の小型鯨類保存協定 (Agreement on the Conservation of Small Cetaceans of the Baltic and North Seas: ASCOBANS)」及び「地中海・黒海及び隣接大西洋海域の鯨類保存協定 (Agreement on the Conservation of Cetaceans of the Black Sea, Mediterranean Sea and Contiguous Atlantic Area: ACCOBAMS)」がある。小松編著 前掲注(15), pp.59-65.

⁶¹ “Scientific Committee.” NAMMCO Website <<https://nammco.no/topics/scientific-committee/>> 理事会の要請及び科学委員会の対応の概要については、“Summary of Requests by NAMMCO Council to the SC, and Responses by the SC.” *idem* <https://nammco.no/wp-content/uploads/2018/07/requests-of-council-to-sc_updated-130718_incl-sc24-cn26_rev.pdf> を参照。

⁶² “Management Committees.” *ibid.* <<https://nammco.no/topics/management-committees/>>

限を有している点にある。

科学委員会は、北大西洋海域の海産哺乳動物における種のリストを作成し、これに基づいて資源量調査を実施するとともに、その情報を更新している。資源管理のためには、捕獲活動や規制の遵守を確認する国際監視制度が必要であるとの考えから、管理委員会は、1996年に「海洋哺乳類の捕獲に関するコントロール方式（Joint NAMMCO Control Scheme for the Hunting of Marine Mammals）」を策定し、これに基づき監視が実施されている⁶³。

表は、IWCとNAMMCOを比較したものである。NAMMCOは、設立当初、管理対象とする鯨類をIWC管理下でない小型鯨類に留めることにより、NAMMCOとIWCの棲み分けを試み、実際、ノルウェー、アイスランドともNAMMCOに対して自国の大型鯨類の捕獲枠に関する助言を求めることはなかったとされている⁶⁴。

表 IWCとNAMMCOの比較

	IWC	NAMMCO
設立	1948年	1992年
目的	鯨類資源の保全及び捕鯨産業の秩序ある発展	北大西洋における海産哺乳動物の保全、合理的管理及び研究のための協力
地理的対象範囲	世界の全海域	北大西洋
加盟国・地域数	88 ^(注1)	4 ^(注1)
管理対象種	大型鯨類 ^(注2)	海産哺乳動物 ^(注3)
主な任務	・鯨資源の保存及び利用についての規則の採択 ・捕鯨等に関する研究及び調査の勧告 ・鯨類の現状等に関する資料の分析	北大西洋における海産哺乳動物に関する ・研究、情報交換のための会合の提供 ・保存及び管理のための提案
規制方法	捕獲枠、解禁期・禁漁期、禁漁水域（保護区域の指定を含む。）の設定、捕鯨の方法の規制等	捕獲枠の遵守状況の検証
組織	総会、科学委員会、財政・管理委員会等	理事会、科学委員会、管理委員会等
意思決定方式	多数決	コンセンサス方式 ^(注4)
加盟方法	米国（条約寄託国）に対する通告	全加盟国（地域）の同意

(注1) IWC加盟国のうち、捕鯨容認国・持続的利用支持国・地域は40（ロシア、中国、北欧の北大西洋沿岸国等）、反捕鯨国は48（欧米及び多くの中南米の加盟国等）。加盟国・地域数は、IWC・NAMMCOともに2019年7月現在。

(注2) IWC対象種は、ヒゲクジラ類14種及びハクジラ類70種の中の、シロナガスクジラ、ナガスクジラ、ホッキョククジラ、セミクジラ、イワシクジラ、マッコウクジラ、ザトウクジラ、コククジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ、クロミンククジラ、キタトックリクジラ、ミナミトックリクジラ及びコセミクジラである。

(注3) NAMMCOは、設立当初に鯨類の管理対象種をIWC管理下でない小型鯨類に留めることとした。

(注4) コンセンサス方式とは、正式な異議を表明する国等がない場合のみ決定が認められる制度をいう。

(出典) “Commission.” IWC Website <<https://iwc.int/organisational-structure>>; “About NAMMCO.” NAMMCO Website <<https://nammco.no/about-us/>> 等を基に筆者作成。

2 NAMMCOによる捕獲枠の決定

グリーンランドは、先住民生存捕鯨⁶⁵としてナガスクジラ、ミンククジラ及びザトウクジラを捕獲してきたが、IWC科学委員会から資源量の不確実性を理由とする勧告を受け、1985年の

⁶³ “Inspection and Observation Scheme for the Hunting of Marine Mammals.” *ibid.* <<https://nammco.no/topics/control-scheme-for-the-hunting-of-marine-mammals/>> 監視の概要については、“Overview of hunts and hunts observed 1998-2017.” *idem* <<https://nammco.no/wp-content/uploads/2017/09/hunts-years-of-observations-july-2019.pdf>> を参照。

⁶⁴ 岩崎 前掲注(12), p.79.

⁶⁵ 先住民生存捕鯨とは、地域的消費を目的とした捕鯨であり、古くからの伝統的な捕鯨や鯨利用への依存が見られ、地域的、家庭的、社会的及び文化的に強いつながりをもつ、原住民、先住民及び土着の人々により、又はそれらの人々に代わって行われる捕鯨をいう。1977年以降、ICRW附表第13条において、先住民の生存の必要を満たすために、生産物をその地方の消費のみに用いることを条件として、商業捕鯨とは別に、捕獲が許されている。

第 37 回 IWC 総会で、ザトウクジラの捕獲枠が取り消されて以降、ザトウクジラの捕獲ができない状況が続いていた⁶⁶。

こうした中、2008 年の第 60 回 IWC 総会において、デンマークは、ザトウクジラの資源が回復してきたことを理由として⁶⁷、グリーンランドにおけるザトウクジラの捕獲枠の設定を要求した。IWC 科学委員会は、十分な資源量がありデンマークの要求は妥当であると判断したが、投票の結果、その要求は認められなかった⁶⁸。

一方、NAMMCO では、NAMMCO 科学委員会による資源調査の結果、資源への影響がないことが確認されたことを踏まえ、同年、NAMMCO 管理委員会は、グリーンランドによるザトウクジラの捕獲枠の要求を認め⁶⁹、IWC と NAMMCO の決定に不一致が生じる結果となった。NAMMCO によるこの決定は、IWC 発足以降、IWC 以外の機関が IWC による規制対象種の捕獲枠を決定した初めての例となった⁷⁰。従来、IWC が規制対象とする大型鯨類以外の海産哺乳動物のみを管理していた NAMMCO が、IWC 科学委員会の助言に基づいた決定をしなかった IWC とは異なり、NAMMCO 科学委員会の助言に基づき大型鯨類の捕獲枠を認めたことについて、NAMMCO が新たな展開を遂げその存在意義を明らかにしたとする評価もある⁷¹。

IV 商業捕鯨の再開に至る経緯

1 アイスランド

2001 年 6 月、アイスランドは、商業捕鯨モラトリウムに留保を付して、ICRW に再加盟を申請した⁷²。同国は再加盟の理由について、2001 年 7 月の第 53 回 IWC 総会において、鯨類の持続的利用を支持する国が増加する傾向があり、IWC での議論に影響力を行使するためであると説明した⁷³。また、商業捕鯨モラトリウムに留保を付することは国際法に基づく権利行使であり、それを拒否する法的根拠はないという見解も表明した⁷⁴。

これに対し、アイスランドの商業捕鯨モラトリウムへの留保を受諾しないとする豪州及び米

⁶⁶ IWC, “Chairman’s Report of the Thirty-Seventh Annual Meeting,” *Thirty-Sixth Report of the International Whaling Commission*, 1986, p.18. <https://archive.iwc.int/pages/search.php?search=!collection29604&order_by=&sort=&archive=&daylimit=&k=&restypes=>>

⁶⁷ IWC, “Chair’s Report of the Sixtieth Annual Meeting,” *Annual Report of the International Whaling Commission 2008*, 2009, p.18. <https://archive.iwc.int/pages/search.php?search=!collection29604&order_by=&sort=&archive=&daylimit=&k=&restypes=>>

⁶⁸ *ibid.*, p.22. 欧州連合 (EU) 加盟諸国や中南米諸国からの反対で否決された。その背景には、2008 年 6 月に EU が環境相理事会を開催し、EU の共通理念として反捕鯨を決定した事実があるとされている。高橋美野梨「闘争の場としての捕鯨—規制帝国 EU とデンマーク／グリーンランド—」『国際政治経済学研究』24 号, 2009.9, pp.41, 48.

⁶⁹ NAMMCO, “Press Release, 4 September 2008, Regional management of whales and seals in the North Atlantic is the way forward,” *Annual Report 2007-2008*, 2009, p.41. <<http://nammco.wpengin.com/wp-content/uploads/2016/08/Annual-Report-2007-2008.pdf>>

⁷⁰ グリーンランドによるザトウクジラの先住民生存捕鯨については、その後、グリーンランドの強い意思表明を受け、2010 年の第 62 回 IWC 総会においても、捕獲枠が承認された。“International Convention for the Regulation of Whaling, 1946 Schedule As amended by the Commission at the 62nd Annual Meeting, Agadir, Morocco, June 2010,” *Annual Report of the International Whaling Commission 2010*, 2011, pp.156-157. <https://archive.iwc.int/pages/search.php?search=!collection29604&order_by=&sort=&archive=&daylimit=&k=&restypes=>>

⁷¹ 岩崎まさみ「グリーンランドにおける捕鯨活動にみられる諸問題」『北海学園大学人文論集』46 号, 2010.7, pp.31-32.

⁷² IWC, *op.cit.*(46)

⁷³ 1996 年の IWC における鯨類資源の持続的利用支持国は 10 か国であったのに対し、2000 年は 13 か国に増加し、2000 年以降は、ギニア、モロッコ及びベナンなどのアフリカ諸国のほかモンゴルなどの加盟により、2006 年まで毎年増加し続けた。水産庁 前掲注(8), p.2.

⁷⁴ IWC, *op.cit.*(46)

国からの動議が可決され、アイスランドはフェルンホルム (Bo Fernholm) IWC 議長 (スウェーデン) の裁定により、オブザーバーと位置付けられることになった⁷⁵。翌 2002 年 5 月、アイスランドは商業捕鯨モラトリアムに留保を付して、再加盟を再申請したが⁷⁶、第 54 回 IWC 総会において再加盟は認められなかった⁷⁷。

同年 10 月、アイスランドは、3 回目となる商業捕鯨モラトリアムへの留保を伴う ICRW への再加盟文書を、①2006 年まではアイスランド船舶による商業捕鯨を許可しない、②それ以降においても、IWC において改訂管理制度 (RMS) についての交渉が進展している間は許可しない、③しかしながら、RMS が完成した後の適当な期間内に商業捕鯨モラトリアムが解除されない場合には、このことは適用されない、④商業捕鯨は、適切な科学的根拠と効果的な管理執行制度なしには、いかなる状況下においても許可しない、という詳細な注釈を付記して提出した⁷⁸。これに対し、フェルンホルム IWC 議長は、同年の IWC 特別総会において、第 53 回及び第 54 回 IWC 総会における再加盟を認めない決定が支持されるべきであると裁定したが、ノルウェー (アンティグア・バーブーダもノルウェーに賛同) から異議が申し立てられ、投票の結果、議長裁定が無効となった⁷⁹。

以上の経緯により、アイスランドは、商業捕鯨モラトリアムへの留保を伴う ICRW への再加盟を果たした。そして、前述のように、2006 年 6 月の IWC 第 58 回総会で RMS についての議論が進まない状況となったことを踏まえ⁸⁰、同年 10 月に商業捕鯨を再開した。

2 日本

IWC の実情について、日本は、鯨類資源の保護のためにも持続的利用のためにも有効な決定ができない状態であると評価し⁸¹、2007 年の第 59 回 IWC 総会において、IWC が正常化する可能性を見いだすことができないことを理由に、IWC への対応を根本的に見直す可能性⁸²が出てきたことに言及した。

2014 年の第 65 回 IWC 総会では、日本による北西太平洋におけるミンククジラの捕獲枠の提案が否決されたため、日本は、反対票を投じた国に対しその理由を質問したが、具体的理由が示されることはなかった⁸³。このため、日本は、反捕鯨国による商業捕鯨の再開反対は政策的立

⁷⁵ *ibid.*, p.4.

⁷⁶ IWC, “Chair’s Report of the Fifty-Fourth Annual Meeting,” *Annual Report of the International Whaling Commission 2002, 2003*, p.1. <https://archive.iwc.int/pages/search.php?search=!collection29604&order_by=&sort=&archive=&daylimit=&k=&restypes=>>

⁷⁷ *ibid.*, p.7.

⁷⁸ IWC, “Chair’s Report of the Fifth Special Meeting,” *Annual Report of the International Whaling Commission 2003, 2004*, p.139. <https://archive.iwc.int/pages/search.php?search=!collection29604&order_by=&sort=&archive=&daylimit=&k=&restypes=>>

⁷⁹ 投票結果は、議長裁定に対する異議申立てにつき、賛成が 19 票で反対が 18 票であった。 *ibid.*, pp.141-142.

⁸⁰ Richard Black, “Iceland begins commercial whaling,” *BBC News*, 17 October, 2006. <<http://news.bbc.co.uk/2/hi/science/nature/6059564.stm>> なお、アイスランドにおける鯨類資源管理の手順は、IWC 科学委員会と NAMMCO 科学委員会の資源評価に基づき、海洋淡水調査研究所 (MFRI) が捕獲可能数を勧告し、アイスランド政府 (水産・漁業大臣) が捕獲可能数 (Total Allowable Catch: TAC) を決定している。

⁸¹ 水産庁 前掲注(54), p.15.

⁸² 日本政府は、見直しの内容として、①IWC からの脱退、②IWC に代わる新たな国際機関の設立及び③沿岸小型捕鯨の自主的な再開等を例示した。森下丈二『IWC 脱退と国際交渉』成山堂書店, 2019, p.47.

⁸³ なお、豪州からは、「捕獲枠の最終化に必要とされる IWC 科学委員会における全ての手続きを終了したものではないため」とする反対理由が示されたため、全ての手続きを終了すれば賛成するのかと再度質問をしたが、それでも賛成しないとの回答であった。同上, p.64.

場に基づくものであり、クジラ及び捕鯨に対する根本的な立場の違いがあると結論付けた⁸⁴。

日本国内においては、各政党において、商業捕鯨の再開等を目指し、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための方策について検討がなされた結果、第193回国会において、各党間で新法の制定について調整が行われ、2017年6月、「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」（平成29年法律第76号。以下「鯨類科学調査実施法」という。）が議員立法として成立し、公布、施行された⁸⁵。

2018年の第67回IWC総会において、日本は、IWCの機能回復及び立場の異なる加盟国の共存を求めるIWC改革案⁸⁶を提案したが、豪州など反捕鯨国からの「IWCは保護のみを目的とする組織に進化している」、「商業捕鯨につながるいかなる提案も認めない」とする反対があり否決された。採決後、日本は、IWCが商業捕鯨を認めず、異なる立場や考え方が共存する可能性すらないのであれば、IWC締約国としての立場の根本的な見直しを行わなければならない、あらゆるオプションを精査せざるを得ないと表明し⁸⁷、同年12月、ICRWを脱退し、2019年7月に商業捕鯨を再開した。

V 国際社会との関係

国連海洋法条約（United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS）の加盟国は、「適当な国際機関」を通じて捕鯨をしなければならない（第65条）。国連事務局海事海洋法部（Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs: DOALOS）は、「適当な国際機関」として、IWC、国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations: FAO）⁸⁸及び国連環境計画（United Nations Environment Programme: UNEP）⁸⁹を挙げている⁹⁰。

UNCLOSの加盟国であるアイスランドは、IWCに代わる国際機関の設立を模索して一度はICRWを脱退した⁹¹ものの、自国の立場を国際社会に対し粘り強く主張し、商業捕鯨モラトリアムへの留保を伴うICRWへの再加盟を果たした上で、商業捕鯨を実施している。

1982年にICRWを脱退したカナダは、UNCLOS起草の際に、UNCLOS第65条について、各国は管理措置の立案の際に国際機関の科学委員会との協議を行うことで、国際機関を通じて活動する義務を果たすことができると解釈することを表明し、その解釈に基づいて、IWC科学委

⁸⁴ 水産庁 前掲注(54), p.16.

⁸⁵ 2019年12月、同法は、題名を「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」に改める等、一部改正された。

⁸⁶ 日本国政府（水産庁仮訳）「IWCの今後の道筋 IWC改革案（決議案及び附表修正提案を含む）」（IWC/67/08）
<<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-14.pdf>>

⁸⁷ 水産庁 前掲注(54), p.16.

⁸⁸ 全ての人々の食料安全保障を達成することを目的とし、世界の農林水産業の発展と農村開発に取り組む国連の機関。1945年に設立。

⁸⁹ 地球規模の環境課題を設定し、持続的な開発とグローバルな環境保全に取り組む国連の機関。1972年に設立。

⁹⁰ DOALOS, *Law of the Sea Bulletin*, No.31, 1996, p.82.

⁹¹ NAMMCOは、IWCに対する不満を端緒にIWCに代わる機関の発足を目指してアイスランドの主導により設立された。しかし、他のNAMMCOの加盟国・地域は、大型の鯨類よりも小型の鯨類やアザラシやセイウチなど、ひれ足動物の捕獲に関心があり、NAMMCOでは大型鯨類の管理の取組が行われてこなかった。こうしたことが原因で、NAMMCOはIWCに代わる機関とはならなかったが、北大西洋地域における資源管理に成功していると評価されている。Brettny Hardy, "A Regional Approach to Whaling: How the North Atlantic Marine Mammal Commission is Shifting the Tides for Whale Management," *Duke Journal of Comparative & International Law*, 17(1), Fall 2006, pp.189-194.

員会への参加により同条の義務を果たしているとの立場をとった⁹²。その後、海洋生物の保護の動きを背景とし、2019年6月、カナダ議会は鯨類の捕獲を禁止する法案⁹³を可決した⁹⁴。

日本政府は、カナダと同様に、IWCにオブザーバーとして参加するなど、国際機関と連携をしながら科学的知見に基づく適切な資源管理のための国際協力を行うとしているが⁹⁵、同条に違反するとして紛争解決手続に付される可能性も指摘されている⁹⁶。

日本国内では、ICRWからの脱退及び商業捕鯨の再開を歓迎する声がある⁹⁷一方、国際協調や国際法遵守の立場を揺るがすものであるとの意見⁹⁸や、IWCに復帰すべきであるという意見⁹⁹、さらには、ICRWに代わる日本主導の新たな捕鯨条約に基づく資源管理を期待する声もある¹⁰⁰。各政党においては、鯨類科学調査の実施体制の整備、捕鯨業の適切な実施と必要な措置について検討がなされた。その結果、第200回国会において、鯨類科学調査実施法の改正について調整が行われ、2019年12月、同法の改正法¹⁰¹が議員立法として成立した。同改正法は、鯨類科学調査実施法の名称を「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」に改めた上で、捕鯨業は「条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき実施されること」と明記した（第3条第2号口）。

日本が将来にわたり捕鯨を行う場合、同法の趣旨に基づき、鯨類資源を適切に管理できる体制の下で、国際法に則った商業捕鯨を実施していることを丁寧に説明する不断の努力が、今後ますます必要となろう¹⁰²。

おわりに

捕鯨問題をめぐる論争には、鯨類資源の状態及び管理方式をめぐる科学的な側面からの論争、クジラに関する文化及び価値観の相違、捕鯨の必要性に関する事情、ICRW及び商業捕鯨モラトリアムの解釈などの法的な問題、国際社会との協力が不可欠であることなど、様々な要因が複雑に絡み合っている。

我が国において商業捕鯨が再開された現在、こうした論点や課題に改めて向き合い、国際社会と真摯に対話を重ねていくことが重要であろう。

⁹² Ted L. McDorman, "Canada and Whaling: An Analysis of Article 65 of the Law of the Sea Convention," *Ocean Development & International Law*, 29(2), Apr-Jun 1998, p.183. カナダの小規模な先住民生存捕鯨と日本の商業捕鯨を同様に扱うことを疑問視する論評もある。「商業捕鯨再開 持続可能かが問われる」『北海道新聞』2019.7.2.

⁹³ An Act to amend the Criminal Code and other Acts (ending the captivity of whales and dolphins), 42nd Parliament, 1st Session, S-203.

⁹⁴ Eli Rosenberg, "In passage of 'Free Willy' bill, Canada bans captivity and breeding of whales and dolphins," *Washington Post*, June 11, 2019. <<https://www.washingtonpost.com/world/2019/06/11/canada-bans-captivity-breeding-orcas-dolphins-other-whales/>>

⁹⁵ 第198回国会参議院予算委員会会議録第15号 平成31年3月27日 p.11.

⁹⁶ 「商業捕鯨再開 訴訟リスク 海洋法抵触 政府文書で指摘」『産経新聞』2019.6.17.

⁹⁷ 「捕鯨の町 決断歓迎」『産経新聞』2018.12.27; 「捕鯨の町「活気戻る」」『東京新聞』2018.12.26, 夕刊.

⁹⁸ 「日本の商業捕鯨は国際法違反?」『毎日新聞』2019.3.8.

⁹⁹ 「日本、IWC脱退 商業捕鯨あす31年ぶり再開」『東京新聞』2019.6.30.

¹⁰⁰ 「日本主導で新ルール」『河北新報』2019.1.27.

¹⁰¹ 「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第73号）

¹⁰² 「日本国際捕鯨委脱退 国際社会の理解得る努力を」『神奈川新聞』2019.6.30.